

ショベル兼用クレーンに関する労働省事務連絡

B

(1) 法令上の位置づけ

- ショベル兼用クレーンは移動式クレーンに該当する。
- 構造要件は、車両系建設機械構造規格、移動式クレーン構造規格の両方が適用される。

(2) ショベル兼用クレーンの作業

- ショベル兼用クレーンでのクレーン作業は、油圧ショベルでの用途外使用ではない。
- クレーン作業時には必ず移動式クレーン構造規格に定める安全装置を作動させなければならない。

(3) 運転資格

- クレーン作業を行う場合は、つり上げ荷重に応じて移動式クレーンの運転資格が必要である。
- ショベル作業を行う場合は、期待質量に応じて車両系建設機械の運転資格が必要である。
- 走行（公道以外）する場合には、車両系建設機械の運転資格が必要である。

作業の種類	運転資格
A.クレーン作業	小型移動式クレーン運転技能講習修了 又は移動式クレーン運転士免許
B.玉掛け作業	玉掛け技能講習修了
C.ショベル作業	車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削） 技能講習修了
D.走行（公道以外）	上記AまたはCの資格

クレーン用語の知識

最大つり上げ能力(txm)

最大定格荷重をつり上げた時の最大の作業半径。

定格荷重(t)

定格総荷重からフック、玉掛けワイヤロープなどのつり具の質量を差し引いた、実際につり上げることのできる荷重。

定格総荷重(t)

その作業半径でつり上げることのできる最大の荷重で、フック、玉掛けワイヤロープなどのつり具の質量を含みます。

実荷重(t)

実際につり上げている荷重。

作業半径(m)

本体の旋回中心からフック中心（つり荷の重心）までの水平距離。

揚程(m)

地面からフック下端までの距離で、揚程から玉掛けワイヤの長さ+つり荷の高さを引いたものが実揚程。フックが地上にあれば地上揚程。地下にあれば地下揚程となり、それぞれつり上げ高さ、つり下げ深さともいいます。

